○厚生労働省令第百三十九号

国民年金法施行令（昭和三十四年政令第百八十四号）第十一条の十八第一項の規定に基づき、国民年金法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十六年十二月十八日

厚生労働大臣　塩崎　恭久

国民年金法施行規則の一部を改正する省令

国民年金法施行規則（昭和三十五年厚生省令第十二号）の一部を次のように改正する。

様式第十九号を次のように改める。

様式第十九号（第百二十二条関係）

第一片

送付書・領収証書　国庫金

第　号

下記の金額を領収しました。

（領収年月日、領収者名及び領収印）又は（領収者名の表示のある領収日付印）

（収納職員所属氏名）

平成　年度

年金特別会計（0343）　厚生労働省所管

（庁名）
厚生労働省年金局（○○○）

送付金額　千　百　十　万　千　百　十　円

翌年度6月1日以降現年度歳入組入

第二片

領収控　国庫金　送

第　号

下記の金額を領収しました。

（領収年月日、領収者名及び領収印）又は（領収者名の表示のある領収日付印）

（収納職員所属氏名）

平成　年度

年金特別会計（0343）　厚生労働省所管

（庁名）
厚生労働省年金局（○○○）

送付金額　千　百　十　万　千　百　十　円

翌年度6月1日以降現年度歳入組入

第三片

領収済通知書　国庫金

第　号

あて先　歳入徴収官
所属庁名
所在地

下記の金額を領収しました。

（領収年月日、領収者名及び領収印）又は（領収者名の表示のある領収日付印）

（収納職員所属氏名）

平成　年度

年金特別会計（0343）　厚生労働省所管

（庁名）
厚生労働省年金局（○○○）

送付金額　千　百　十　万　千　百　十　円

翌年度6月1日以降現年度歳入組入

備　考

1．用紙寸法は各片ともおおむね縦11cm、横21cmとする。

2．必要があるときは、所要の変更を加えること、その他所要の調整を加えることができる。